



高浜町結婚新生活支援事業

新婚のお二人の新生活を応援します！



A. 結婚新生活支援事業補助金 B. 早婚夫婦支援事業支援金

こちらの要件を満たす世帯が対象です

A.結婚新生活支援事業補助金（住宅賃借費用及び引越費用の支援）

- ・高浜町に住民票の登録があり、町税の滞納がないこと
- ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した夫婦
- ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯
- ・所得が夫婦合わせて500万円未満（※奨学金返済がある場合は返済額を控除した額で算定）

B.早婚夫婦支援事業支援金

- ・高浜町に住民票の登録があり、町税の滞納がないこと
- ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した夫婦
- ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯で、夫婦の双方または一方が29歳以下の世帯
- ・所得が夫婦合わせて500万円未満（※奨学金返済がある場合は返済額を控除した額で算定）



対象世帯について

下記の条件を満たす世帯が、対象世帯となります。申請前に事前相談をお願いします。

STEP 1 | 婚姻日について

婚姻日は令和8年1月1日～令和9年3月31日ですか？

はい → STEP2へ / いいえ → 対象外

STEP 2 | 年齢要件について

婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下ですか？

はい → STEP3へ / いいえ → 対象外

STEP 3 | 所得要件について（所得証明書で確認）

夫婦の合計所得が500万円未満ですか？

※ 奨学金返済がある場合は控除後で判定

STEP 4 | 年齢区分と補助金額

婚姻日時点の年齢により補助金の上限額が異なります。

婚姻日の年齢の組み合わせによって受けられる支援の種類と金額が変わります

	25歳以下 × 25歳以下	26～29歳 × 25歳以下	26～29歳 × 26～29歳	30代 × 25歳以下	30代 × 26～29歳	30代 × 30代
結婚新生活支援事業補助金	60万円	60万円	60万円	30万円	30万円	30万円
早婚夫婦支援事業支援金	40万円	40万円	30万円	40万円	30万円	—

※ 本チラシは目安です。詳細は右記二次元コードをご確認ください。
【お問い合わせ】高浜町 総合政策課 TEL 0770-72-7711

交付要綱や申請様式は高浜町HPからダウンロードください。

